

滋賀県税条例等の一部を改正する条例の専決について

1 専決理由

地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年2月9日に国会に提出されました。この法律の成立・公布に伴い改正すべき滋賀県税条例等の規定のうち平成28年4月1日に施行する規定等について改正するため専決を行おうとするものです。

2 主な専決内容

(1) 法人事業税

資本金または出資金の額が1億円超の普通法人に係る法人事業税所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を現行（平成27年度）の8分の3から8分の5に拡大することとします。（第38条の3・付則第19条関係）

【現行】（平成27年度）

外形標準課税：所得割 = 3 : 5
税率の内訳

外形標準課税	3	付加価値割	0.72%	
	..	資本割	0.3%	
	所得割	5	所得割	6.0%
			(地方法人特別税)	(2.9%)



【改正後】（平成28年度～）

外形標準課税：所得割 = 5 : 3
税率の内訳

外形標準課税	5	付加価値割	1.2%
	..	資本割	0.5%
所得割	3	所得割	3.6%
		(地方法人特別税)	(2.9%)

※国・地方を通じた法人実効税率②34.62% → ③32.11% → ④29.97%
税率【例：3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人の場合】

	【現行】 平成27年4月1日～平成28年 3月31日の間に開始する事業年度	【改正後】 平成28年4月1日以後に 開始する事業年度
付加価値割	0.72%	1.2%
資本割	0.3%	0.5%
所得割	6.0%	3.6%
(うち地方法人特別税)	(2.9%)	(2.9%)

(2) 不動産取得税

中小企業者が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局の用に供する一定の不動産を取得した場合における当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。（付則第8条関係）

3 その他の専決内容

(1) 個人県民税

個人住民税の寄附金税額控除（ふるさと納税）に係る特例控除額について、分離課税に係る課税所得のみを有する場合の控除限度額を、所得割額の1割から2割に拡充することとします。（付則第5条の5関係）

(2) 法人事業税

事業規模が一定以下の法人について、2(1)の措置に伴って拡大した外形標準課税の負担増額を軽減する経過措置を講じることとします。(改正条例付則第4項、第5項、第6項および第7項関係)

(3) 不動産取得税

ア 市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者が取得する従前の宅地等に対応する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象に第一種市街地再開発事業に新たに導入される個別利用区への権利変換手法により従前の権利者が取得する宅地等を追加することとします。(第39条の2関係)

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとします。(付則第7条の4関係)

ウ 新築の特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとします。(付則第7条の4関係)

エ 医療法に規定する医療計画に基づき周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止することとします。(付則第8条関係)

オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(4) 自動車取得税

ア エコカー減税の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで平成28年度ディーゼル重量車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加えることとします。(付則第10条の2の2および付則第10条の2の4関係)

イ 東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除について、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとします。(付則第23条関係)

(5) 自動車税

東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車として平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に取得された自動車に対して、平成28年度分の自動車税の納税義務を免除する特例措置を講ずることとします。(付則第25条関係)

(6) その他必要な規定の整備を行うこととします。

4 施行期日

この条例は、原則として平成28年4月1日から施行することとします。ただし、3(3)アの改正は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとします。